老人保健事業及び介護予防事業等に関する Q&Aについて(平成18年12月)

(問1) 市町村が特定高齢者の把握事業を地域包括支援センターに委託する場合、当該 委託費は地域支援事業交付金の対象となるか。

(答)

特定高齢者把握事業については地域包括支援センターが市町村から委託を受けることができる事業となっており(法施行規則第140条の50)、同センターの職員(保健師を含む。)が行う場合、委託費は地域支援事業交付金の対象となる。

こうした委託を受けた場合の地域包括支援センターの運営財源は、地域支援事業交付金(包括的支援事業、特定高齢者把握事業)及び介護報酬(予防給付のケアプラン経費)となる。

(問2) 特定高齢者と決定される者の数が少ないこと等から、介護予防特定高齢者施策と 介護予防一般高齢者施策を同じ会場で実施したいと考えているが、可能か。

(答)

- 1 特定高齢者を対象とした事業と一般高齢者を対象とした事業を同一の会場で実施することは可能である。
- 2 こうした場合でも、特定高齢者については、介護予防ケアプランの作成、モニタリングの実施等は必要であり、適切なサービスの質を確保する必要がある。
- 3 事業費としては、特定高齢者については介護予防特定高齢者施策、一般高齢者については介護予防一般高齢者施策の対象となる。

(「老人保健事業及び介護予防事業等に関するQ&Aについて(平成18年10月)」問24は本Q&Aに差し替えるものとする。)

(問3) 国が定める基本チェックリストの該当基準には該当しないが、特定高齢者の候補者が十分集まらないので、一般高齢者施策として、市町村が独自に該当基準を定めて実施してよいか。

(答)

市町村が独自に基本チェックリストの該当基準を定めて介護予防事業の対象者を決め、 事業を行うことは可能である。この場合、当該事業は特定高齢者施策ではなく、一般高齢 者施策となるものである。 (問4) これまで「介護予防・地域支え合い事業」において実施されてきた「生活管理指導 短期宿泊事業」の対象者及び対象者と同等の者について、介護予防事業の一般高 齢者施策の対象とすることは可能か。

(答)

- 1 「生活管理指導員派遣事業」及び「生活管理指導短期宿泊事業」については、「基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して訪問又は短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する」ため、保健師、ホームヘルパー等を派遣し、また、当該者を宿泊させ指導等を行う事業として、平成17年度まで「介護予防・地域支え合い事業」において実施されてきたところである。
- 2 平成18年度は、このような状況に置かれている者について、生活機能評価等を行った 結果、特定高齢者と判断された者又は生活環境等の状況から特定高齢者と同等であると 判断された者については、「訪問型介護予防事業」や「通所型介護予防事業」の対象に該 当するものと判断して差し支えないとしてきたところである。(「老人保健事業及び介護予 防事業等に関するQ&Aについて(平成18年10月)」問28)
- 3 平成19年度以降は、介護予防特定高齢者施策の対象とはせず、介護予防一般高齢者施策において対応していただくことを予定している。なお、介護予防一般高齢者施策においては、原則として個別の訪問活動を実施することは想定していないことから、このような状況に置かれた者に対する事業については、介護予防一般高齢者施策の例外的な取扱いであることにご留意願いたい。